協　議　項　目	使用料、手数料の取扱い	協議細目	
調　整　方　針	使用料、手数料については、新市における住民の一体性の確保、負担の適正化及び健全な財政運営を考慮し、合併時に調整し統一する。ただし、合併時に統一が困難なものについては、新市において調整する。		

学校等教育施設使用料

修善寺町

種別	場所	時間別	使用料金	納付時期
幼稚園	教室 ホール	8:00～17:00	4,000円	使用の許可を受けたとき
		17:00～22:00	6,000円	
		8:00～22:00	8,000円	
小学校 中学校	教室	8:00～17:00	4,000円	使用の許可を受けたとき
		17:00～22:00	6,000円	
		8:00～22:00	8,000円	
	屋内運動場	9:00～12:00	1,000円	使用の許可を受けたとき
		13:00～17:00	1,000円	
		9:00～17:00	2,000円	
		18:00～21:00	1,000円	
		13:00～21:00	2,000円	
		9:00～21:00	3,000円	
小中学校グランド	運動場	5:00～8:00	500円	使用の許可を受けたとき
		8:00～12:00	1,000円	
		12:00～17:00	1,000円	
		17:00～19:00	500円	
		19:00～21:00	500円	

備考　1
「修善寺町民又は町内の事業所に勤務する者」以外の者が上記施設を使用する場合は、上記の額の200%に相当する額とする。

◎　付属設備の使用料

品名	個数	時間別	使用料金	納付時期
オーバーヘッドプロジェクター	1式	1日	1,400円	使用の許可を受けたとき
スライド映写機	1式	1日	1,000円	
ワイヤレスマイク･アンプ	1式	1日	1,400円	
液晶データプロジェクター	1式	1日	2800円	

土肥町

天城湯ケ島町

種類	使用料		納付時期
1　学校･幼稚園等			
体育館講堂	1日	3,000円	使用の許可を受けたとき
	半日	1,500円	
普通教室	1日	1,200円	〃
	半日	600円	
運動場	1日	2,000円	〃
	半日	1,000円	

備考
上記の他に電気、水道、電話、器具等使用の場合は別に料金相当額を徴収する。

◎湯ヶ島小学校ナイター使用料

期間	時間	使用料
4月～8月	19:00～21:30	4,000円
9月～3月	18:30～21:00	4,000円

備考　1　町民以外の者が使用する場合の使用料は、規定額の2倍とする。

中伊豆町

施　設　名	区　分	午　前 8時～12時	午　後 1時～5時	夜　間 6時～9時30分	摘　要
中伊豆町立学校運動場	町内一般	520円	520円	520円	
	その他	2,100円	2,100円		
中伊豆町立学校テニスコート	町内一般	310円	310円		1面につき
	その他	2,100円	2,100円		
中伊豆町立学校体育館	町内一般	520円	520円	1,050円	
	その他	2,100円	2,100円	3,670円	
中伊豆町立学校柔道場	町内一般	520円	520円	730円	
	その他	2,100円	2,100円	2,620円	

調整案

教室、ホール及び柔道場については合併時までに調整する。

運動場及び屋内運動場（体育館）は合併時に統一する。

修善寺町の付属設備は現行のとおりとする。

天城湯ケ島町のナイター使用料は現行のとおりとする。ただし、備考の町民以外を市民以外に読み替えるものとする。

中伊豆町のテニスコートは現行のとおりとする。ただし、区分の町内一般については、市内一般に読み替えるものとする。

協　議　項　目	使用料、手数料の取扱い	協議細目	

運動施設使用料

修善寺町

種別	場所	時間別	使用料金	納付時期
町民グランド	野球場 運動場	5:00～8:00	500円	使用の許可を受けたとき
		8:00～12:00	1,000円	
		12:00～17:00	1,000円	
		17:00～19:00	500円	
		19:00～21:00	500円	
狩野川記念公園グランド	野球場 運動場	5:00～8:00	500円	使用の許可を受けたとき
		8:00～12:00	1,000円	
		12:00～17:00	1,000円	
		17:00～19:00	500円	
		19:00～21:30	500円	
	ゲートボール (2面)	5:00～8:00	500円	使用の許可を受けたとき
		8:00～12:00	1,000円	
		12:00～17:00	1,000円	
		17:00～19:00	500円	
	テニスコート	1面1時間につき	500円	同上
夜間照明施設(グランド含む)	野球場･運動場	30分につき	1,500円	同上
	テニスコート	1面1時間につき	1,000円	

備考　1
「修善寺町民又は町内の事業所に勤務する者」以外の者が上記施設を使用する場合は、上記の額の200%に相当する額とする。

調整案

野球場、運動場及びゲートボール場については合併時に統一する。

テニスコート及び夜間照明施設については現行のとおりとする。ただし、備考の修善寺町民又は町内の事業所に勤務する者については、市民又は市内の事業所に勤務する者とする。

土肥町

◎テニスコート

時間割	面	使用料	納付時期
8:00～12:00	1面につき	5,250円	使用許可を受けたとき
13:00～15:00		2,620円	
15:00～17:00		2,620円	

調整案

テニスコートについては現行のとおりとする。

協　議　項　目	使用料、手数料の取扱い	協議細目	

運動施設使用料

天城湯ケ島町

◎体育センター総合体育館使用料

種目名	面数	9:00～12:00	11:00～17:00	18:00～21:00
メインバスケ	1（全）	9,000円	12,000円	12,000円
メインバレー	1（全）	9,000円	12,000円	12,000円
サブバスケ	1（1/3）	3,000円	4,000円	6,000円
サブバレー	1（半）	4,500円	6,000円	7,500円
サブバレー	1（1/3）	3,000円	4,000円	6,000円
バドミントン	1（1/10）	900円	1,200円	3,900円
テニス	1（半）	4,500円	6,000円	7,500円
卓球	1（1/10）	900円	1,200円	3,900円
100mトラック	1（全）	9,000円	12,000円	12,000円
その他スポーツ	全面	9,000円	12,000円	12,000円

備考　1　中学生以下が個人で使用する場合の使用料は、規定額の2分の1とする。
　　2　使用のための準備及び原状回復のための時間は、使用時間に含む。
　　3　昼間体育館において電灯を使用する場合は、1時間(1時間に満たない場合は1時間とする。)につき1,000円を徴収する。
　　4　町民以外の者が使用する場合の使用料は、規定額の2倍とする。
　　5　興行等、営業で使用する場合の使用料は、規定額の40倍とする。

◎　付帯設備器具等使用料

区分	単位	使用料
拡声装備	1式	1,000円
テニスラケット	1本	300円
卓球ラケット	1本	300円
バドミントンラケット	1本	300円

◎体育センターグランド使用料

1日	半日	夜（ナイター）	早朝･夕方
8:00～17:00	8:00～12:00	19:00～21:30(4月～8月)	5:30～7:00
	13:00～15:00	18:30～21:00(9月～3月)	17:00～18:30
2,000円	1,000円	7,500円	500円

備考　1　町民以外の者が使用する場合の使用料は、規定額の2倍とする。

◎　体育センタープール使用料

	午前の部	午後の部	使用料(部)
7月～8月	10:00～12:00	13:00～16:00	大人　200円 子供　100円

備考　1　中学生以下は子供料金とする。
　　2　町民以外の者が使用する場合の使用料は、定期額の2倍とする。
　　3　町民の子供使用料は免除することができる。

◎　屋内温水プール使用料
大プール〔25M6コース〕･小プール･採暖浴槽

	午前の部	午後の部	夜間の部	使用料
夏季　6月～9月	9:30～12:00	13:00～17:00	18:00～20:00	大人　300円
冬季　10月～5月		13:00～16:00	17:00～19:00	子供　150円

備考　1　中学生以下は子供料金とする。
　　2　30人以上団体、回数券使用の場合は3割引とする。

◎　屋内体育施設使用料

	午前の部 8:00～12:00	午後の部 13:00～17:00	夜間の部 18:30～21:30
全面使用	30,000円	40,000円	30,000円
半面使用	15,000円	20,000円	15,000円
テニスコート1面 ゲートボール1面	7,500円	10,000円	7,500円

備考　1　静岡県東部地区住民が使用する場合は、規定料金の50%を免除する。
1　静岡県東部地区住民が使用する場合は、規定料金の50%を免除する。
2　興行等で入場料を徴収する場合は規定料金の10倍とする。徴収しない場合は、5倍とする。
3　土･日･祝祭日は規定料金の20%増しとする。
4　屋内スポーツ施設の電灯を使用する場合は、使用料とは別に、1時間(1時間に満たない場合は1時間とする。)全面使用3,000円･半面使用1,500円･テニスコート1面･ゲートボール1面使用は800円の証明料を徴収する。

◎屋内練習場

	時　　間	使　用　料
午前の部	8:00～12:00	1,000円
午後の部	13:00～17:00	1,000円
夜間の部	17:00～21:00	1,000円

備考
1．天城湯ケ島町ふるさと広場･新天城ドームの運動施設等を利用する者及び町民以外の者が使用する場合の使用料は、規定の2倍とする
2．使用できる部屋は、2階会議室･1階トレーニング室･1階グランドとする

調整案

体育センター総合体育館については合併時までに調整する。

付帯設備器具等については現行のとおりとする。

体育センターグランドについては合併時に統一する。

体育センタープールについては合併時に無料とする。

室内温水プール、屋内体育施設及び屋内練習場については現行のとおりとする。ただし、屋内練習場の備考の町民以外については、市民以外に読み替えるものとする。

協　議　項　目	使用料、手数料の取扱い	協議細目	

運動施設使用料

中伊豆町	調整案
	グラウンドについては合併時に統一する。 弓道場及び社会体育館については合併時までに調整する。 室内温水プールについては現行のとおりとする。

施設名		区分	午前 8時～12時	午後 1時～5時	夜間 6時～9時30分	摘要
中伊豆町民グラウンド		町内一般	1,260円	1,260円	7,350円	
		その他	5,250円	5,250円	18,900円	
中伊豆町弓道場		町内一般	420円	420円	520円	
		その他	1,570円	1,570円	1,890円	
中伊豆町八岳グラウンド		町内一般	310円	310円	520円	
		その他	1,050円	1,050円		
中伊豆町社会体育館	アリーナ	町内一般	1,050円	1,050円	1,050円	アリーナ半面につき
		その他	4,200円	4,200円	4,200円	
	2階広場	町内一般	420円	420円	630円	
		その他	1,570円	1,570円	2,100円	
中伊豆町室内温水プール	プール		9時～12時	1時～4時	5時～8時	
		一般	400円	400円	400円	
			回数券　6回券　2,000円			
		児童生徒	200円	200円	200円	
			回数券　12回券　2,000円			
		専用	18,000円	18,000円	18,000円	全コース
	トレーニングルーム	一般	200円	200円	200円	
		児童生徒	回数券　12回券　2,000円			

備考　「児童生徒」とは、幼児（3歳以上）、児童並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。

協　議　項　目	使用料、手数料の取扱い	協議細目	

公民館使用料

修善寺町

種別	場所	時間別	使用料金	納付時期
中央公民館	ホール	9:00～12:00	15,000円	使用の許可を受けたとき
		13:00～17:00	15,000円	
		18:00～21:00	18,000円	
	ホール舞台のみ	9:00～12:00	1,800円	使用の許可を受けたとき
		13:00～17:00	1,800円	
		18:00～21:00	1,800円	
	ラウンジ	9:00～12:00	1,800円	使用の許可を受けたとき
		13:00～17:00	1,800円	
		18:00～21:00	1,800円	
	会議室	9:00～12:00	1,800円	使用の許可を受けたとき
		13:00～17:00	1,800円	
		18:00～21:00	1,800円	
	和室	9:00～12:00	1,800円	使用の許可を受けたとき
		13:00～17:00	1,800円	
		18:00～21:00	1,800円	
	工作実習室	9:00～12:00	1,200円	使用の許可を受けたとき
		13:00～17:00	1,200円	
		18:00～21:00	1,200円	

備考　1
「修善寺町民又は町内の事業所に勤務する者」以外の者が上記施設を使用する場合は、上記の額の200%に相当する額とする。

◎　付属設備の使用料

品名	個数	時間別	使用料金	納付時期
オーバーヘッドプロジェクター	1式	1日	1,400円	使用の許可を受けたとき
スライド映写機	1式	1日	1,000円	
ワイヤレスマイク･アンプ	1式	1日	1,400円	
液晶データプロジェクター	1式	1日	2800円	

調整案

現行のとおりとする。ただし、備考の修善寺町民又は町内の事業所に勤務する者については、市民又は市内の事業所に勤務する者に読み替えるものとする。

土肥町

使用料は徴収していない。

調整案

現行のとおりとする。ただし、合併後、料金徴収について検討する。

協　議　項　目	使用料、手数料の取扱い	協議細目	

公民館使用料

中伊豆町

施設使用料

室　名	時間区分 使用人員	基本料 午　前 9時～12時	基本料 午　後 1時～5時	基本料 夜　間 5時～9時	冷暖房料 (基本料に加算)
大集会室	100人以上	5,250円	7,350円	8,400円	10割増
	100人未満	3,150円	3,150円	3,150円	
	50人未満	1,570円	1,570円	1,570円	
和室1	25人	520円	730円	840円	10割増
和室2	25人	520円	730円	840円	1室の場合100円
談話室	10人	520円	730円	840円	100円
実習室	25人	520円	730円	840円	100円
小会議室	15人	310円	520円	520円	100円
講義室1	30人	520円	730円	840円	10割増
講義室2	30人	520円	730円	840円	1室の場合100円
視聴覚室	25人	520円	730円	840円	100円
図書室	15人	310円	520円	520円	100円
ステージ	10人	520円	520円	520円	100円

(備考)

1．図書閲覧による図書室の使用は、無料とする。

2．使用時間(許可時間)が延長した場合の使用料は、超過30分未満は切り捨て30分以上は1時間とし、1時間につき基本料金の3割を徴収する。ただし、10円未満は切り捨てる。

3．大集会室を使用する場合並びに和室1・2、及び講義室1・2を同時に使用する場合以外は、石油ストーブ暖房とする。

4．中伊豆町の住民以外の者が使用する場合は、基本料に備考2及び3に規定する額を加算したものの10割を加算する。

設備使用料

区分	品　名	数量	使用料	備　考
音響器具	放送装置	1式	1,570円	アンプ、マイク、コード、スタンド等
	ワイヤレスアンプ	1式	730円	ワイヤレスマイク
照明器具	スポットライト	1式	1,570円	
	ステージ照明	1式	1,570円	
	スタジオ照明	1式	2,100円	写真撮影用
視聴覚器具	16mm固定映写機	1式	1,570円	
	16mm移動映写機	1式	1,050円	
	スライド映写機	1式	520円	
	レコードプレーヤー	1台	520円	
	テープレコーダー	1台	520円	
	OHP	1式	520円	
その他	ステージどんちょう	1式	520円	
	料理実習用具	1式	1,570円	
	ガスコンロ	1台	210円	
	湯沸器	1台	210円	

公民館結婚式使用料

区　分	基本料	冷暖房料	備　考
披露宴に大集会室を使用する場合	31,500円	15,750円	1階
披露宴に講義室等を使用する場合	21,000円	10,500円	3階
結婚式場のみを使用する場合	5,250円	2,100円	

調整案

合併時までに料金体系の見直しを行う。

庁舎会議室使用料

天城湯ケ島町

種類	使用料		納付時期
1　庁舎			
大会議室	1日	1,500円	使用の許可を受けたとき
	半日	1,000円	
小会議室	1日	1,000円	〃
	半日	600円	
2　支所			
事務室	別に契約で定める額		別に契約で定める額
大会議室	1日	1,500円	使用の許可を受けたとき
	半日	1,000円	
小会議室	1日	1,000円	〃
	半日	600円	

調整案

合併時までに調整する。

協　議　項　目	使用料、手数料の取扱い	協議細目	

資料館使用料

修善寺町

◎郷土資料館

区分		大人	小･中学生、高校生	摘要
常設展	一　般	300円	150円	小学校就学前の者は無料
	団体(20人以上)	240円	100円	
企画展	1,500円を限度として教育委員会で別に定める額			

中伊豆町

◎歴史民俗資料館

区　分	大人	小中学生
一　般	210円	100円
団体（20人以上）	150円	70円
特　別　展	310円	210円

調整案

現行のとおりとする。

住民交流センター使用料

中伊豆町

室　名	使用人員	9時～12時	13時～17時	17時～21時
研修室兼郷土芸能等交流室	30人以上	3,150円	5,250円	5,250円
	30人未満	1,050円	2,100円	2,100円
健康相談室（和室12.5畳）	18人	520円	1,050円	1,050円
一般相談室（和室10畳）	15人	520円	1,050円	1,050円
入浴施設	大人1人につき200円			
	小人1人につき100円			

1．小人とは、小学校在学者及びこれに準ずる者をいう。
2．町内に住所を有する者で70歳以上の者は入浴施設の使用料を5割引とする。

調整案

入浴施設以外は合併時までに調整する。

入浴施設は現行のとおりとする。ただし、備考の７０歳以上の入浴施設の割引については合併時までに調整する。

火葬場使用料

土肥町

種別	単位	使　用　者	
		土肥町及び戸田村の住民	土肥町及び戸田村以外の住民
１２歳以上	1死体	10,000円	15,000円
１２歳未満	1死体	8,000円	12,000円
胎　児	1死体	5,000円	8,000円
保管料	1　夜	5,000円	8,000円
身体の一部	1　回	5,000円	8,000円

中伊豆町

種　別	死体1体につき	
	中伊豆町、修善寺町、天城湯ヶ島町	左記以外のもの
年齢１２歳以上	10,000円	15,000円
年齢１２歳未満	5,000円	8,000円
胎児	3,000円	5,000円
体の一部	3,000円	5,000円

保管は原則としてしない

調整案

中伊豆町の例に統一するよう土肥町戸田村衛生施設組合と協議する。ただし、土肥町の保管料は現行のとおりとする。

協　議　項　目	使用料、手数料の取扱い	協議細目	

保健福祉センター使用料

修善寺町

区分 / 室名	使用料金		
	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00
栄養実習室	1,800円	1,800円	1,800円
保健指導室	1,200円	1,200円	1,200円
和室	1,200円	1,200円	1,200円
ボランティアビューロー	1,200円	1,200円	1,200円

備考
「修善寺町民又は町内の事業所に勤務する者」以外の者が使用する場合は、当該使用料の200%に相当する額とする。

土肥町

使用料は徴収していない。

調整案

中伊豆町については合併時までに調整する。

修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町については現行のとおりとする。ただし、修善寺町の備考の修善寺町民又は町内の事業所に勤務する者については市民又は市内の事業所に勤務する者に読み替えるものとする。

天城湯ケ島町

室名	収容人員	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～21:00
多目的利用室	120人	1,700円	2,000円	2,500円
生活改善実習室	30人	1,000円	1,500円	2,000円
研修室	70人	1,000円	1,500円	2,000円
保健教室	24人	700円	800円	1,200円
会議室	18人	700円	800円	1,200円
休養娯楽室	40人	700円	800円	1,200円
特別室	18人	700円	800円	1,200円
ボランティア室	10人	500円	600円	800円

備考　冷暖房使用の場合は、5割増しとする。

中伊豆町

室　名	収用人員	9時～12時	13時～17時	17時～21時
多目的研修室1	80人	2,100円	3,150円	4,200円
多目的研修室2	70人	2,100円	3,150円	4,200円
研修室1・2	20人	2,100円	3,150円	4,200円
ふれあい談話室	40人	2,100円	3,150円	4,200円
栄養指導実習室	30人	2,100円	3,150円	4,200円

備考　冷暖房使用の場合は、5割増しとする。

協　議　項　目	使用料、手数料の取扱い	協議細目	

農村環境改善センター

修善寺町	天城湯ヶ島町	調整案
		現行のとおりとする。

修善寺町

区分	金額
多目的ホール	1,030円
会議室	510円
和室	200円

天城湯ヶ島町

区分＼時間	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～21:00	備考
多目的ホール	3,000円	4,000円	3,500円	
第1会議室	700円	800円	1,000円	
第2会議室	500円	600円	700円	
和室	700円	800円	1,000円	

興行等の場合の使用料
使用者が興行等により入場料、会費又はこれに類する料金を徴収する場合は規定の普通使用料の10割に相当する額を別に徴収する。
(ただし、使用内容が特別の場合は協議により料金を定める。)

地域集会施設及び広場使用料

修善寺町	土肥町	調整案
	◎小土肥生活改善センター、小土肥農村広場 使用料は徴収しない。ただし、収益を目的とする利用、個人的な利用の場合は徴収することができる。	合併時までに統一する。
天城湯ヶ島町	中伊豆町	
	◎町立地域集会施設等 使用料は徴収しない。ただし、収益を目的とする利用、個人的な利用の場合は徴収することができる。	

天城湯ヶ島町

区分	7:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00
集会場	1,000円	1,000円	1,500円
広場	1,500円	1,500円	

協　議　項　目	使用料、手数料の取扱い	協議細目	

天城湯ケ島町ふるさと広場使用料

天城湯ケ島町	調整案
	現行のとおりとする。ただし、町民、町内宿泊者、町外については市民、市内宿泊者、市外に読み替えるものとする。

◎野球場

区分		町民	町内宿泊者	町外	備考
平日	半日	5,000円	8,000円	10,000円	
	1日	10,000円	16,000円	20,000円	
土日祭日	半日	6,000円	10,000円	12,000円	
	1日	12,000円	20,000円	24,000円	

◎多目的グランド

区分			町民	町内宿泊者	町外	備考
芝	平日	半日	4,000円	6,000円	8,000円	
		1日	8,000円	12,000円	15,000円	
	土日祭日	半日	5,000円	8,000円	10,000円	
		1日	10,000円	15,000円	20,000円	
クレー	平日	半日	2,500円	4,000円	5,000円	
		1日	5,000円	8,000円	10,000円	
	土日祭日	半日	3,000円	5,000円	6,000円	
		1日	6,000円	10,000円	12,000円	

◎テニスコート

区分			町民	町内宿泊者	町外	備考
芝	平日土日祭	1時間	750円	1,200円	1,500円	照明使用500円
		1時間	1,200円	2,000円	2,500円	〃
クレー	平日土日祭	1時間	500円	800円	1,000円	〃
		1時間	800円	1,300円	1,600円	〃

◎陶芸の家

区分		町民	町内宿泊者	町外	備考
個人	小人	1,000円	1,000円	1,000円	
	大人	2,000円	2,000円	2,000円	
団体	小人	1,000円	1,000円	1,000円	
	大人	1,800円	1,800円	1,800円	

備考　1　営業等特別使用は別途料金

協　議　項　目	使用料、手数料の取扱い	協議細目	

総合会館使用料

修善寺町

		午前	午後	夜間	全日	備考	冷暖房
		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～22:00		(1時間につき)
大ホール	平　日	10,000円	18,000円	22,000円	44,000円	基本料のみ	6,000円
	土曜日	10,000円	22,000円	26,000円	52,000円		
	休　日	12,000円	22,000円	26,000円	54,000円		
楽屋	1	400円	400円	600円	1,100円		200円
	2.3.4.	(各室)300円	300円	400円	800円		200円
楽屋･浴室		(1室　1,000円)					
大研修室		4,000円	6,000円	7,000円	15,000円	マイク付	1,000円
第一研修室		3,000円	4,000円	5,000円	10,000円		500円
第二研修室		1,500円	2,000円	2,500円	5,000円		500円
和　室		3,000円	4,000円	5,000円	10,000円		200円

1　使用者が入場料その他、これに類する料金（以下「入場料」という）を徴収する場合や、営利目的のため使用する場合の使用料は、基本使用料へ下記に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。但し、入湯税法第8条及び第9条に該当する場合は、基本使用料のみとする。
　ア　有料入場の場合、入場料999円以下であるときは、100分の100を加算。
　イ　入場料の最高額が1人当り1，000円以上であるときは、100分の200を加算。
　ウ　展示会･即売会･パーティーなどこれに類する目的のため無料入場するときは、100分の50を加算。
2　練習のため、ホールの舞台のみ使用する場合は、基本使用料の6割とする。
3　使用時間を延長した場合は、30分以上1時間までは時間帯基本料の3割を加算する。
4　冷暖房使用料は原則として、1時間単位とし、使用時間により積算された額とする。

土肥町

◎ 基本使用料

区分＼時間		午前9時～12時	午後1時～5時	午後6時～10時	午前9時～午後10時
ホール	平日 一般使用	10,500円	15,750円	21,000円	42,000円
	平日 運動使用	6,300円	9,450円	12,600円	25,200円
	土曜日 一般使用	10,500円	21,000円	26,250円	52,500円
	土曜日 運動使用	6,300円	12,600円	15,750円	31,500円
	休日 一般使用	15,750円	21,000円	26,250円	57,750円
	休日 運動使用	9,450円	12,600円	15,750円	34,650円

◎ 器具等使用料

分類	器具名	単位	使用料	備考
体育用具	バレーボール	1ヶ	310円	
	バドミントンラケット	1本	520円	
	バドミントンシャトルコック	1ヶ	210円	
舞台用具	演壇	1台	210円	
	国旗	〃	100円	
	長机	〃	210円	
	椅子	1脚	50円	
	めくり台	1台	100円	
	ピアノ	〃	5,250円	調律料別
	黒板	〃	210円	
	移動式舞台	〃	5,250円	間口14.54m　奥行2.00m
持込設備	TV中継録画	1式	7,350円	
	ラジオ中継録画	〃	5,250円	
	持込みアンプ	1台	520円	
	持込みマイク	1本	100円	
	持込み機器	1KW	310円	
照明設備	ピンスポット	1台	2,100円	
音響設備	音響拡声Aセット	1式	3,150円	場内
	音響拡声Bセット	〃	5,250円	移動式
	レコードプレイヤー	1台	1,050円	
	カセットテープレコーダー	〃	1,050円	
	映写機16mm	1式	5,250円	
	ワイヤレスマイク送受信装置	〃	2,100円	
	ワイヤレスマイク電池	1本	実費	

注 1
ホールについては、使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料」という。)を徴収する場合や、営利目的のために使用する場合の使用料は、基本使用料に下記に定める率を乗じてえた額を加算した額とする。ただし、営利を目的としない学生団体等による催物で町長が認める場合は、基本使用料の額とする。
(1)入場料が1,050円未満であるときは、50%
(2)入場料が1,050円以上3,150円未満であるときは、100%
(3)入場料が3,150円以上であるときは、150%
注 2　ホールのステージのみ使用する場合は、ホール使用料の30%の額とする。
注 3　使用時間を延長した場合は、別に1時間(30分以上の延長は1時間とする。)につき、基本使用料の30%を加算する。
注 4　冷暖房使用料は、基本使用料に下記に定める率を乗じて得た額とする。
(1) 冷房　50%
(2) 暖房　60%
注 5　会館内において物品の販売等営利行為を行う場合は、基本使用料の50%を加算する。

調整案

現行のとおりとする。

協　議　項　目	使用料、手数料の取扱い	協議細目	

公園使用料

修善寺町

虹の郷

◎ 入園料

区分			料金		手数料
一般	おとな(中学生以上)		1人につき	1,200円	10%
	こども(4歳以上)		1人につき	600円	10%
団体	20人以上	おとな	1人につき	1,100円	10%
		こども	1人につき	550円	10%
	50人以上	おとな	1人につき	1,000円	10%
		こども	1人につき	500円	10%
	100人以上	おとな	1人につき	900円	10%
		こども	1人につき	450円	10%
学校団体	19人以下	おとな	1人につき	900円	10%
		こども	1人につき	450円	10%
	20人以上	おとな	1人につき	800円	10%
		こども	1人につき	400円	10%
身障者	19人以下	おとな	1人につき	800円	10%
		こども	1人につき	400円	10%
	20人以上	おとな	1人につき	700円	10%
		こども	1人につき	350円	10%
伊豆箱根鉄道･東海バスセット券	おとな		1人につき	1,100円	10%
	こども		1人につき	550円	10%
修善寺温泉旅館組合加盟旅館宿泊者	おとな		1人につき	700円	10%
	こども		1人につき	350円	10%
町民招待券			無料		

(上記料金には消費税を含む)

注
1 手数料は、旅行業法に基づく登録業者(旅行代理店)に対し支払う。
2 セット券の手数料は、伊豆箱根鉄道及び東海バスに対し支払う。
3 修善寺温泉旅館組合加盟旅館宿泊者の手数料は、旅行代理店の送客手数料及び旅館による前売手数料を含み、当該旅館に支払う。
4 上記で定めるもの以外で、特別の理由があると認めたときは、料金を割り引くことができる。

◎ 乗車料

区分		料金		
鉄道	おとな	1人につき	片道	400円
	こども	1人につき	片道	200円
園内バス	おとな	1人につき	1区間	200円
	こども	1人につき	2区間	100円

(上記料金には消費税を含む。)

◎ 駐車料

区分	料金	
大型バス	1台1回につき	800円
マイクロバス	1台1回につき	600円
普通車	1台1回につき	300円
二輪車	1台1回につき	100円

(上記料金には消費税を含む。)

◎ その他の使用料

区分	料金	
ロッカー使用料	大型1回につき	200円
	小型1回につき	100円
ベビーカー使用料	1台1回につき	100円

(上記料金には消費税を含む。)

自然公園

◎ 自然公園駐車場使用料

区分	料金	
大型バス	1台1回につき	800円
マイクロバス	1台1回につき	500円
普通車	1台1回につき	200円
二輪車	1台1回につき	100円

◎ 第3条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料

行為の種類	単位	期間	金額
行商、募金その他これらに類する行為	1平方メートル	1日につき	200円
興行	1平方メートル	1日につき	50円
競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催し	1平方メートル	1日につき	5円
花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為	1平方メートル	1日につき	5円

調整案

現行のとおりとする。

協　議　項　目	使用料、手数料の取扱い	協議細目	

公園使用料

土肥町

丸山公園

区分		単位		使用料
1　公園を占用する場合	(1)自動販売機の類	1台	1年	12,600円
	(2)催し等のために設けられる仮設工作物	1㎡	1日	50円
2　第5条第1項各号に掲げる行為をする場合	(1)物品の販売	1㎡	1日	310円
	(2)興行、展示会、その他これらに類する行為	1㎡	1日	50円
3　施設を使用する場合	(1)庭球場(一面当り)	8時まで		1,570円
		8時～12時		4,200円
		13時～17時		4,200円
		17時～日没まで		1,570円
		8時～17時		8,400円
		19時～20時		1,050円
		20時～21時		1,050円
		1人1時間		520円
	(2)野球場(総合グランド)	8時まで		2,100円
		8時～10時		3,150円
		10時～12時		3,150円
		12時～14時		3,150円
		14時～16時		3,150円
		16時～19時		2,100円
		19時～21時		3,150円
		早朝～21時		19,950円
	(3)ゲートボール場(一面当り)	8時まで		無料
		8時～12時		210円
		13時～17時		210円
		17時～日没まで		無料
		8時～17時		420円
	(4)バレーボール場(一面当り)	8時まで		630円
		8時～12時		1,570円
		13時～17時		1,570円
		17時～日没まで		630円
		8時～17時		3,150円
	(5)バドミントン場(一区画当り)	8時まで		630円
		8時～12時		1,570円
		13時～17時		1,570円
		17時～日没まで		630円
		8時～17時		3,150円
	(6)集会場	8時～12時		2,620円
		13時～17時		2,620円
		18時～21時		3,150円
4　施設の付帯設備を使用する場合	(1)コインロッカー	1台	1回	100円
	(2)野球場夜間照明設備	19時～21時		6,300円
	(3)庭球場夜間照明設備	1時間		520円(町内者) 1,050円(町外者)

備考
1　使用期間の計算については、当該期間が1年未満の場合及び1年未満の端数が生じた場合は、月割計算による。
2　面積が1㎡に満たない場合及び1㎡に満たない端数が生じた場合は1㎡に切り上げる。

松原公園

区分			単位		使用料
1　公園を占用する場合	(1)土地占用の場合		1㎡	1日	50円
	(2)催し等のために設けられる仮設工作物		1㎡	1日	50円
2　第5条第1項各号に掲げる行為をする場合	(1)興行、展示会その他これらに類する行為		1㎡	1日	50円
3　施設を利用する場合	駐　車　場				
	徴収期間(町長が別に定める。)				
	駐車料金	8時～17時	1回ごと	大型自動車	2,400円～3,000円
				小型自動車	1,200円～2,000円
				軽自動車(2輪車を含む)	1,200円～2,000円
	注意事項 1　駐車場に自動車等を駐車する者は、料金表区分によって駐車料金を納付しなければならない。 2　料金の徴収は、利用者が自動車等を入場させるときに徴収する。 3　料金の減免は、緊急自動車及び国又は地方公共団体が緊急を要する業務等で駐車させるとき、その他町長が認めるとき。 4　既納料金は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるとき、その1部又は全部を還付することができる。 5　次の各号の1に該当する場合においては、駐車を拒否することができる。 (1)発火性又は引火性の物品を積載しているとき。 (2)駐車場の施設を破損又は汚損するおそれのあるとき。 (3)前各号のほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。 6　駐車場に駐車する自動車の棄損又は滅失については、その責任を負わない。 7　利用者は、駐車場の施設を棄損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。				

調整案

現行のとおりとする。

協　議　項　目	使用料、手数料の取扱い	協議細目	

公園使用料

中伊豆町

六仙の里

区分		単位	使用料
公園を占有する場合	土地占用の場合	10㎡ 1日	520円
	催し等のために設けられる仮設工作物	10㎡ 1日	520円
第5条第1項各号に掲げる行為をする場合	物品の販売	10㎡ 1日	3,150円
	興業、展示会その他これらに類する行為	10㎡ 1日	520円
施設を利用する場合	パターゴルフ場	大人 1回	520円
		小人(中学生以下) 1回	210円

備考　10平方メートルに満たない端数が生じた場合は、10平方メートルとみなす。

調整案

現行のとおりとする。

キャンプ場使用料

天城湯ヶ島町

◎ 大川端キャンプ場

区分		料金	備考
利用料	大人	500円	16歳以上
	小人	250円	中学生以下
バンガロー	6人棟	4,200円	6人用板張、電源有
	5人棟	3,600円	5人用マット、電源有
ロッジ	1部屋	2,800円	4人用板張
オートキャンプ	1台	1,500円	
テント持込料	1張	1,500円	
設備費	1人	30円	
貸テント	1張	3,000円	
貸常設型テント	1張	3,500円	

中伊豆町

◎万城の滝キャンプ場

区分			使用料
入場料	中学生以上1人につき		210円
	小学生1人につき		100円
1泊	午前11時から翌日の午前10時まで	キャンプ1サイト	2,620円
		バンガロー1棟	3,670円
休憩	午前10時から午後3時まで	キャンプ1サイト	520円
		バンガロー1棟	1,050円
レンタル1泊	午前11時から翌日の午前10時まで	テント（パネル込み）	1,570円
		パネル1枚	210円
薪	1束		310円
キャンプファイヤー用薪	1セット		2,100円

備考
1．幼児及び中伊豆町内の小･中学校行事として使用する場合は無料とする。
2．中伊豆町外の小･中学校行事として使用する場合は半額とする。

調整案

現行のとおりとする。ただし、中伊豆町の備考の中伊豆町内、中伊豆町外については市内、市外に読み替えるものとする。

天城湯ヶ島町昭和の森会館使用料

天城湯ヶ島町

施設の名称	料金		備考
	大人	小人	
昭和の森会館	600円	350円	

調整案

現行のとおりとする。

協　議　項　目	使用料、手数料の取扱い	協議細目	

温泉施設使用料

修善寺町

◎筥湯

区分	利用料（1回につき）
入用者(小学生以上)	500円

天城湯ケ島町

◎ 天城温泉会館

	大人	小人	摘　要
2時間券	800円	400円	入館時刻から2時間以内
1日券	1,600円	800円	開館から閉館までとする。

○小人とは、3歳以上12歳未満の者
○超過料金は、1時間毎に大人200円、小人100円を加算する。
○天城湯ケ島町民は、利用料金を5割引とする。
○町内宿泊施設利用者は、利用料金を2割引とする。
○町外団体者（30人以上）は、利用料金を1割引とする。

◎ 湯の国会館

	大人	小人	摘　要
2時間券	800円	400円	入館時刻から2時間以内
1日券	1,600円	800円	開館から閉館までとする。

○小人とは、3歳以上12歳未満の者
○超過料金は、1時間毎に大人200円、小人100円を加算する。
○天城湯ケ島町民は、利用料金を5割引とする。
○町内宿泊施設利用者は、利用料金を2割引とする。
○町外団体者（30人以上）は、利用料金を1割引とする。

土肥町

中伊豆町

◎ 万天の湯

区　分		使用料	備考
基本料金	浴室(家族風呂を除く)及び露天風呂のみを使用する場合	大人1人につき　700円	幼児は、無料とする
		小人1人につき　300円	
割増料金	家族風呂を使用する場合	基本料金により算出した額の合計額に1室1時間につき1,000円を加算した額	

備考
1　大人とは、12歳以上の者をいう。
2　小人とは、6歳以上12歳未満の者をいう。

調整案

現行のとおりとする。ただし、天城湯ケ島町の備考の天城湯ケ島町民、町内宿泊施設利用者、町外団体者については市民、市内宿泊施設利用者、市外団体者に読み替えるものとする。

協　議　項　目	使用料、手数料の取扱い	協議細目	

天城温泉会館使用料（温泉施設以外）

天城湯ケ島町	調整案
◎ 天城劇場ホール 区　分 / 一般(基本料) 午前の部(9:00～12:00) 10,500円 午後の部(13:00～17:00) 18,000円 夜間の部(17:30～21:30) 24,000円 備考 1 冷暖房を使用した場合は、基本料に1．5を乗じた額とする。 2 興業等営利を目的とする場合は、基本料金に3．0を乗じた額とする。 ◎ リハーサル室 区分 / 1時間当たり 円 A 3,000円 B 2,000円 備考 1 劇場使用と別利用の場合とする。 2 1時間未満の場合は、1時間とする。 ◎ 夕鶴記念館 個人 / 団体 大人 1,000円 900円 小人 500円 450円 備考 1 大人は、中学生以上とする。 2 団体とは、15人以上とする。	現行のとおりとする。

駐車場使用料

土肥町	調整案
◎ 駐車場使用料金 区分 / 大型自動車 / 普通自動車 / 軽自動車(2輪車含む) 普通駐車料金 24時間以内1回ごとに 2,100円 840円 730円 定期駐車料金 1ヶ月 8,400円 4,200円 3,150円 ◎ 回数駐車券 区分 / 金額 100円券 65枚綴 5,000円 1,000円券 13枚綴 10,000円	現行のとおりとする。